

令和 7 年度 管工事施工管理技術検定試験合格証明書 新規交付申請手続きのご案内（1 級・2 級共通）

合格者が合格証明書の交付を受けるためには申請手続きが必要です。
交付申請は、お手元の合格通知書及び下記のご案内をよくお読みいただき、
合格通知書記載の申請〆切日（必着）までに郵便局窓口で簡易書留にて発送し、
受領証（追跡番号記載）は合格証明書を受領するまで大切に保管（写真保存可）
してください。

●注意事項

- ・施工管理技士の資格は個人資格ですので、会社等による代行申請は一切受け付けません。
- ・技術検定の合格証明書は、第一次検定、第二次検定それぞれ希望者に交付いたします。
- ・合格証明書を交付申請する際は、第一次検定、第二次検定とも、1 件につき交付手数料として 2, 200 円の納付（収入印紙）が必要となります。
- ・各検定区分の最終申請〆切日必着分まで受理可能ですが、〆切日翌日以降は申請者に返送されますのでご注意ください。

●第二次検定の受検を予定されている方へ

- ・第二次検定の受検申込みをする際は、**第一次の合格証明書がなくても本件合格通知書をもって受検資格を証する書面として使用できます**ので、合格通知書は大切に保管しておいてください。
- ・受検資格等の詳細については、下記試験機関（一財）全国建設研修センター管工事試験課へお問い合わせをお願いします。
- ・**第二次検定の合否結果発表後に第一次検定の合格証明書の交付申請を行うことも可能です。**

●申請期限を過ぎてからの交付申請について

- ・合格証明書は申請期限を過ぎても申請可能ですが、本件案内とは異なる申請方法になりますので、「5. お問い合わせ」に掲載されている「居住地を管轄する担当地方整備局等」のHPにある申請手続きを参照してください。合格証明書の発送は申請書到着後おおよそ 2～3 ヶ月程度かかりますのでご注意ください。（発送予定日のお問合せはお受けできません）

- ★試験に関するお問い合わせ
 - ★受検資格等の詳細
 - ★合格通知書を紛失した場合（再発行）
- は、下記までお問い合わせください。

試験機関 <一般財団法人 全国建設研修センター 管工事試験課>
TEL) 042-300-6855 H P) <https://www.jctc.jp/>

1. 申請に必要な書類（以下の表①～④及び見本をご確認ください）

※①②は必須 ③は変更がある場合のみ ④は任意

	必 要 書 類	詳 細
①	（必須） 技術検定合格証明書交付申請書 （合格通知書に添付）	※必ず申請者本人が記入・確認のうえ郵送してください。 ・合格通知書から切り取ってください。 ・フリガナ、氏名（漢字の字体（旧字体等）を含む）、生年月日、技術検定の種目を確認してください。間違いがある場合は、合格通知書記載の期日までに試験機関：（一財）全国建設研修センター（042-300-6855）へ電話連絡し交付申請書の再発行を依頼してください。 ・提出日を記入してください。 ・日中連絡がとれる電話番号を必ず記入してください。書類に不備があった場合に連絡をさせていただきます。 ・婚姻等による氏名を変更する場合は、変更箇所を朱書きで訂正し、戸籍抄本又は戸籍謄本の原本の提出が必要です（詳細は下記③を参照）。 ・合格証明書送付先を変更する場合は、変更部分を二重線で消し、朱書きで訂正してください。（郵便番号、都道府県名、アパート名、団地名、棟番号、勤務先名、同居先名等まで詳しく正確に記入してください）
②	（必須） 収入印紙 2, 200円分	・交付申請書の貼付欄に貼ってください。 ・貼りきれない場合には、枠外や裏面に貼り付けてください。 ・収入印紙には、消印はしないでください。 ・収入印紙以外（収入証紙、切手等）は無効です。
③	（婚姻等により氏名を変更する方のみ必要） 戸籍抄本又は 戸籍謄本の原本	・氏名に変更がある場合は、変更となったことが証明できる書類として、市区町村発行の戸籍の個人事項証明書（戸籍抄本）又は戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）の原本が必要となります。 （コピー不可。地整等における簡易書留郵便の受領日現在で市町村の発行から6ヶ月以内のもの。）
④	（任意） 旧氏（旧姓）併記 通称名併記（外国籍の方）	・交付申請書の氏名にカッコ書きで朱書き追記してください。 - 下記（1）～（4）のいずれかの写しが必要となります。 （1）住民票の写し（旧氏、通称名の記載があるものに限る。地整等における簡易書留郵便の受領日現在で市町村の発行から6ヶ月以内のもの。） （2）運転免許証※のコピー（表面及び裏面） （3）マイナンバーカード※のコピー（表面のみ） （4）監理技術者資格者証※のコピー（表面及び裏面） （※通称等の併記されたもの及び有効期限内のものに限る。） ・交付申請書に記載された通称名の併記を希望しない場合は、申請書の通称名等を二重線で消してください。

↓↓次ページの見本も確認してください↓↓

〈重要〉管工事施工管理技術検定合格証明書の交付申請書類

【①交付申請書、②収入印紙は必須です！】

氏名に変更がある場合のみ、③戸籍抄本又は戸籍謄本（原本）も必要となります

令和7年度 技術検定合格証明書交付申請書	
担当局長殿 下記の技術検定合格証明書の交付を受けたいので申請します。 合格発表日：令和●年●月●日 提出日●年●月●日	
受検番号	××××××××
フリガナ氏名	キンジュツ ケンテイ 技術 検定
合格証明書送付先	〒111-1111 〒111-1122 見本 埼玉県さいたま市中央区〇〇1-2 埼玉県さいたま市中央区△△2-1 TEL(日中の連絡が取れる連絡先) (111-2222-3333)
生年月日	平成〇年〇月〇日
技術検定の種目等	管工事施工管理 (〇級 第〇次検定)
【注意事項】 ※ 個人資格のため、合格者本人のみが申請できます。 ※ 会社等による代行申請は着払いで返送されますので、ご注意ください。 ※ 訂正した場合、訂正印は不要です。 ※ 郵送は郵便局窓口から「簡易書留郵便」をお願いします。 (普通郵便・直接ポスト投函 不可)	
収入印紙(2, 200円)貼付欄(枠をはみ出して可) <注意> ○収入印紙 ×収入証紙 ×切手 ※収入印紙には消印はしないでください。 (消印をしたものは無効となります)	
・交付手数料として 収入印紙(2, 200円分) を貼ってください。収まらない場合は、枠外に貼って頂いても構いません。 ・収入印紙には、消印はしないでください。 <注意> 収入印紙以外(収入証紙、切手等)は無効	

・提出日を記入して下さい。

・フリガナ・氏名(漢字の字体(旧字体等)を含む)・生年月日・種目をよく確認してください。間違いがある場合は、合格通知書記載の期日までに試験機関：(一財)全国建設研修センター(042-300-6855)へ電話連絡してください。

・氏名に変更がある場合は二重線を引いて朱書きで訂正してください。

・氏名を変更した場合は証明書類として戸籍抄本又は戸籍謄本(原本)が必要になりますので、必ず交付申請書に同封してください(訂正がない場合は不要です)。

・電話番号(日中連絡がとれる番号)を必ず記入してください。

書類に不備があった場合に連絡をさせていただきます。

・「合格証明書送付先」欄に印字されている住所に合格証明書を送付しますので、誤りが無いか、確認してください。

・合格証明書送付先を変更する場合は、見本のように朱書きで訂正してください。

(※郵便番号、都道府県、アパート名、団地名、棟番号、勤務先名、同居先名等まで詳しく正確に記入してください)

・「合格証明書送付先」欄は、変更の有無にかかわらず証明書類の提出は不要ですが、受検者本人の手元に確実に届く住所としてください。

※合格証明書の交付を希望される方は、最終ページの合格証明書交付申請チェックリストでご確認をお願いします。

2. 交付申請書の送付方法

●送付方法

「1. 申請に必要な書類（①②は必須、③は変更がある場合のみ、④は任意）」を封筒（サイズは問いません）に入れ、郵便局窓口で簡易書留にて送付してください。その際に郵便局から渡される依頼書の控えは合格証明書を受領するまで大切にお持ちください。依頼書の控えがないとお問い合わせに対応できかねますのでご注意ください。

●封筒表面（送付先）

↓以下枠内全てを封筒の宛先面に記載して下さい↓

〒350-1199 川越西郵便局留
(〒350-1151 川越市今福 805)
瀬味証券印刷株式会社 管工事〇係
簡易書留 (〇管□次(△△) 交付申請書在中)

※〇→1 級の場合「1」、2 級の場合「2」

※□→一次の場合「一」二次の場合「二」

※△△→2 級 1 次の場合（前期）又は（後期）の記載

●封筒裏面（差出人住所等）

申請者の氏名・住所を必ず記載してください。

●留意事項

施工管理技士の資格は個人資格ですので、会社等による代行申請は一切受け付けません。会社等による代行申請があった場合は、申請書類を着払いで返却いたします。

3. 合格証明書の発送について

・印刷状況等により発送予定日が変更になる場合があります。発送確定日は各地方整備局等のホームページをご確認ください。

・受付申請期間内に手続きを行った方で、添付書類、記載内容に不備がない場合は、合格証明書は各発送日に簡易書留郵便にて、交付申請書に印字（記載）の住所地あてに発送する予定です。

・申請書類に不備がある場合、発送予定日には発送できません。こちらから不備内容のご連絡を行い、交付の条件を満たした方から順次発行作業をいたしますが、合格証明書の発送が遅れることもあります。

・郵便局にて配達を行った際にご不在の場合は、郵便受け等に不在票（「郵便物等お預かりのお知らせ」）が入ることとなっております。その場合には**不在票の手続き案内に従い、郵便物（合格証明書）をお受け取りください。**
ご不在であった場合の郵便局の保管期間は**1週間**です。**保管期間内に受領されないと、居住地を管轄する担当地方整備局等へ郵便物（合格証明書）が返送されます。**

※返送された合格証明書の再発送をご希望の場合

居住地を管轄する担当地方整備局等へ以下の書類をご送付ください。
（担当地方整備局等の送付先は、「5. お問い合わせ」に記載しています。）

- ① 検定の種目（建築、電気工事、管工事の別を記載してください。）
 - ② 受検番号
 - ③ 氏名
 - ④ 電話番号（日中、連絡のとれる携帯番号など）
 - ⑤ 合格証明書再送付先の郵便番号及び住所
 - ⑥ 490円分の切手（簡易書留郵便料490円分をご負担いただきます。）
- 上記の①から⑤までを記入したメモ（様式任意）、及び⑥490円分の切手が各地方整備局等に到着確認後、再発送いたします。

4. 合格証明書の発送状況の確認

各回発送予定の郵便物（合格証明書）の発送状況につきましては、郵便局の郵便追跡サービスで確認することができます。

合格証明書の発送後、下記の関東地方整備局ホームページ内に、合格者の受検番号と引受番号（簡易書留問い合わせ番号）が掲載されます（**発送前は見られません**）。

（↓関東地方整備局ホームページ内「2. 合格証明書発送簡易書留追跡関連について」）

https://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/sinsei/eizen_sinsei00000006.html

発送状況は郵便局ホームページ内の個別番号検索等から確認できます。

（↓個別番号検索ページ）

<https://trackings.post.japanpost.jp/services/srv/search/input>

（又は「郵便追跡サービス」で検索し「個別番号検索」をクリック）

※発送状況に関する各地方整備局等へのお問い合わせはお受けしておりません。
ご自身で確認されるようお願いいたします。

新規交付申請手続きに関するQ & A

合格通知書受理から交付申請書発送まで

● 交付申請書及び添付書類について

Q) 合格証明書の送付先を自宅住所と違う住所に変更したいのですが。

A) 交付申請書の合格証明書送付先欄に、二重線で訂正（見え消し）し、朱書きで郵便番号、都道府県名、アパート名、団地名、棟番号、勤務先名、同居先名等まで詳しく正確に記入してください。なお、合格証明書送付先欄は、変更の有無にかかわらず証明書類の提出は不要ですが、受検者本人の手元に確実に届く住所としてください。

Q) 交付申請に戸籍抄本（又は戸籍謄本）の添付は必須ですか。

A) 氏名に変更があった場合のみ必要となります。交付申請書に印字してある氏名に変更がなければ添付の必要はありません。

Q) 交付申請書に印字された名前の字体（旧字体・新字体等）、生年月日が間違っている。

A) 再発行手続きが必要です。合格通知書記載の期限までに試験機関（（一財）全国建設研修センター：042-300-6855）へ電話連絡し、正しい内容で再発行された交付申請書で申請してください。

合格通知書記載の期日を過ぎた場合は、申請書を朱書き訂正のうえ、確認書類として次のいずれかを添付し各地方整備局等へ申請してください。

①運転免許証の裏表のコピー、②住民票の写し（発行から6ヶ月以内）、③監理技術者資格者証の裏表のコピー、④マイナンバーカード表面のコピー、⑤在留カード裏表コピー（いずれも有効期限内のものに限る）

Q) 合格通知書に交付申請書が付いていません。

A) 合格通知書はがきは圧着タイプのもので3枚に開きます。開くと申請書を確認できます。

Q) 交付申請書の書き損じをしてしまった場合、どうすればいいですか？

A) 二重線で訂正（見え消し）して、正しい内容を空いている箇所に記入してください。訂正印は必要ありません。

● 申請方法について

Q) 申請手続きは、期限内に行わなければならないのでしょうか。また、行わなかった場合には罰則などはあるのでしょうか。

A) 期限内に行わなかった場合に罰則などはありません。

今回の申請期間までに申請できなかった場合でも、今後申請することは可能です。申請手続きの方法が本件案内と異なりますので、その際は「5. お問い合わせ」に掲載されている「居住地を管轄する担当地方整備局等」のHPにある申請手続きを参照してください。

Q) 会社で複数の人が合格しています。その人たちの申請書を一つの封筒で一緒に送付してもよろしいでしょうか。

A) 個人資格のため、申請者本人が記入・確認のうえ申請手続きを行ってください。会社等による代行申請はお断りします。

Q) 受検申込時には会社でまとめて申込できましたが、なぜ合格証明書の申請はできないのでしょうか。

A) 受検申込のときにも二人以上の同封郵送はお断りしております。施工管理技士の資格は個人資格のため、必ず、申請者本人が記入・確認のうえ申請手続きを行ってください。

Q) 引越しの予定があります。その場合、合格証明書送付先欄はどのようにすればいいですか。

A) 交付申請書提出時点での住所（引越し前の住所）で申請してください。郵便局に転居届を提出していただければ郵便物が転送されますので、必ずお手元に届くように手続きをお願いします。

発送予定時期に転居が完了している場合（住所が確定済）は、転居後の住所で申請しても構いません。

Q) 申請書類を折って、定型の封筒で申請してもいいですか。

A) 書類は折って構いません。封筒のサイズも問いませんので定型で問題ありません。

Q) 普通郵便で送付しても大丈夫ですか。

A) 郵便によるトラブルがあった場合（届かない等）、普通郵便では追跡ができず、原因の特定が困難となるため、必ず簡易書留で郵送してください。書留依頼書の控えは合格証明書を受領するまで大切にお持ちください（写真保存可）。普通郵便で送付された場合の問い合わせにはご対応できかねますのでご了承ください。

Q) 合格証明書の送料及び返信用の封筒は同封しなくてよいのですか。

A) 収入印紙代（2,200円）は送料及び封筒代を含んだ金額となっておりますので、交付申請書に収入印紙2,200円分を貼っていただければ、別途送料・封筒代は必要ありません。

**申請書を普通郵便で
ポストへ投函しないでください**



交付申請書発送後

●申請書類の不備について

Q) 送付した書類に不備がないかどうか、事前に確認してほしい。

A) 申請期間中は申請書類が殺到するため、お問い合わせによる事前確認はお断りしております。申請書類に不備がありましたら電話連絡をしますので、その指示に従って手続きしてください。

●合格証明書の送付について

Q) 合格証明書はいつごろ届きますか。

A) 印刷状況等により記載されている発送予定日が変更になる場合があります。発送確定日は各地方整備局等のホームページで確認してください。申請の不備等があった場合は発送が遅れることがあります。

Q) 合格証明書を郵便ではなく、宅配便、メール便で送ってほしい。

A) 郵便法により、合格証明書は信書扱いとなりますので、郵便以外の方法で送ることはできません。

Q) 昼間は会社なので郵便物を受け取れません。

A) 郵便配達時に不在であった場合は、郵便局からの不在票（「郵便物等お預かりのお知らせ」）が郵便受けに入っていると思います（保管期間は1週間程度）。不在票の案内に従って、郵便物を受け取ってください。

Q) 合格証明書の交付申請をしたのに合格証明書が届きません。

A) 申請書類に収入印紙貼付漏れや不足などの不備があった場合、電話連絡をしますので、その指示に従って手続きしてください。

申請期限までに交付申請を行ったにもかかわらず、発送確定日後2週間になっても合格証明書が届かない場合又は電話連絡がない場合は、「5. お問い合わせ」にあります担当地方整備局等へお問い合わせください。

合格証明書について

Q) 合格証明書はどういったものになりますか。

A) B5サイズの免状タイプのもになります。他のタイプはありません。

Q) 合格証明書番号を知りたいのですが。

A) 交付申請手続き事務処理が完了するまでは、合格証明書番号はありません。後日、発送されます「合格証明書」に記載されていますのでご確認ください。

Q) 受検番号と合格証明書番号は違うのですか。

A) 受検番号と合格証明書番号は違います。交付申請手続きの事務処理が完了するまでは、合格証明書番号はありません。

Q) 合格証明書に期限はありますか。定期的に更新が必要ですか。

A) 期限も定期的な更新もありませんので、そのままお使いいただけます。氏名を変更した場合は、書換手続きができます。

5. お問い合わせ

管轄部署が都道府県毎に分かれております。下記をご覧ください、あなたの居住地(会社の所在地ではありません)を管轄する担当地方整備局等の HP を参照したうえで、ご不明点がありましたらお問い合わせください。

●お問い合わせ時間

平日 9:30~12:00 及び 13:00~17:00

お問い合わせが集中するなどすぐに対応できない場合は、担当から折り返しご連絡させていただきます。あらかじめご了承ください。

あなたの居住地	担 当 地 方 整 備 局 等
北海道	北海道開発局 営繕部 技術・評価課 〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目札幌第1合同庁舎 電話：011-709-2311(代) https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ez/gijyu_hyou/ud49g7000000kf5m.html
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	東北地方整備局 営繕部 技術・評価課 〒980-8602 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟 電話：022-225-2171(代) https://www.thr.mlit.go.jp/Bumon/B00093/K00490/eizen/gihyou/gijyutu.html
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県	関東地方整備局 営繕部 技術・評価課 〒330-9724 さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 電話：048-601-3151(代) https://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/sinsei/eizen_sinsei00000005.html
新潟県、富山県、石川県	北陸地方整備局 営繕部 計画課 〒950-8801 新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館 電話：025-280-8880(代) https://www.hrr.mlit.go.jp/eizen/005_tec_aprov/01tech_aprv.html
岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	中部地方整備局 営繕部 技術・評価課 〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館 電話：052-953-8194(直) https://www.cbr.mlit.go.jp/eizen/sekoukanri/sekou_gishi1.htm
福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	近畿地方整備局 営繕部 技術・評価課 〒540-8586 大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎 電話：06-6942-1141(代) https://www.kkr.mlit.go.jp/build/licensing/new_index.html
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	中国地方整備局 営繕部 技術・評価課 〒730-8530 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館 電話：082-221-9231(代) https://www.cgr.mlit.go.jp/eizen/kentei/index.html

徳島県、香川県、愛媛県、高知県	四国地方整備局 営繕部 技術・評価課 〒760-8554 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎 電話：087-851-8061(代) https://www.skr.mlit.go.jp/eizen/contact/koufushinsei.html
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	九州地方整備局 営繕部 技術・評価課 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎 電話：092-471-6331(代) http://www.qsr.mlit.go.jp/n-tatemono/gijutsu.html
沖縄県	沖縄総合事務局 開発建設部 営繕課 〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 電話：098-866-0031(代) https://www.ogb.go.jp/kaiken/koji/015435

※合格証明書の交付を希望される方は、このチェックリストでご確認をお願いします

合格証明書交付申請チェックリスト

- I 表面の切り離し線より、合格証明書交付申請書を切り離す
- II 交付申請書記載内容の確認及び訂正をする
- ☐ 訂正なし⇒「Ⅲ」へ進む
 - ☐ 訂正あり
 - ☐ フリガナ・氏名(漢字の字体(旧字体等を含む)・生年月日に間違いがある
⇒ 合格通知書記載の期日までに試験機関：(一財)全国建設研修センター
(042-300-6855)に連絡し、交付申請書の再発行を依頼する
 - ☐ 氏名・送付先を変更したい
⇒ 変更する箇所に二重線を引いて朱書訂正する
※送付先変更の場合は、郵便番号・都道府県名も訂正
 - ☐ 必要書類
氏名を変更する場合は、戸籍謄本(抄本)の原本1部
 - ☐ 旧姓・通称の併記を希望される場合は、居住地を管轄する
各地方整備局等のHPを参照
- III ☐ 電話番号を記入する(日中連絡が取れる連絡先)
- IV ☐ 郵便局等で購入した2,200円分の収入印紙を用意し、申請書表面の
貼付欄に貼る※収入証紙や切手ではありません
- V ☐ 申請書送付用封筒を用意する(サイズは自由)
- ☐ P4「2. 交付申請書の送付方法」記載の送付先を記入する
 - ☐ 封筒の裏面に自分(差出人)の住所・氏名を記入する
 - ☐ 交付申請書を封筒に入れる
 - 氏名を変更した方
 - ☐ 戸籍謄本又は戸籍抄本の一部を封筒に入れる
- VI 発送手続き
- ☐ 郵便局で簡易書留の手続きをする
 - ☐ 郵便局から発行される簡易書留の受領証には追跡番号が記載されているので
合格証明書を受領するまで必ず保管する(スマホに写真で保存等)
 - ※ 普通郵便で送付され到着の確認がとれず再度送付いただく事象が
発生しております。必ず簡易書留で送付してください

※各回申請〆切日必着分まで受理可能ですが、最終〆切日の翌日以降は申請者に
返送されますのでご注意ください